ただし、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす同種工事の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(b)(ｳ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(b)(ｱ)及び(ｲ)の要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（上記(b)(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の経験を有する者であること。）

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

単体有資格業者及び経常ＪＶの同種工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「異工種ＪＶの同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記(ｱ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

(ｱ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記(ｱ)から(ｳ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋の工事。

(ｳ)　上記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の経験を有するものであること。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

異工種ＪＶの同種工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(d)　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(e)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

(f)　在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて」において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

３　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項

(a)　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

(ｱ)　ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための工夫とその効果

(ｲ)　鉄筋コンクリート橋脚・橋台（深礎杭を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果

(b)、(c)は第１号３(1)(b)、(c)に同じ。

(2)　提案について

(a)　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための工夫とその効果」及び「鉄筋コンクリート橋脚・橋台（深礎杭を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点はそれぞれ40：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

(b)は第１号３(2)(b)に同じ。

(3)、(4)は第１号３(3)、(4)に同じ。

４　入札手続等

(1)　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館 近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　服部　孝洋　電話06―6942―1141㈹

(2)、(3)、(4)は第１号４(2)、(3)、(4)に同じ。

(5)　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(a)、(b)、(c)は第１号４(5)(a)、(b)、(c)に同じ。

(d)　開札は、平成28年12月27日午後２時30分 近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

５　その他

(1)から(13)は第１号５(1)から(13)に同じ。

(14)　異工種ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

異工種ＪＶとしての資格の認定及び上記２(1)(b)及び(c)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、異工種ＪＶとしての資格の認定又は当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館８階　電話06―6942―1141㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(15)　詳細は入札説明書による。

６　Summary

(1), (2), (4), (5)　the same with notice above (No. 1)

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the replacing of prefectural road for No 8 bridge

(6)　Contact point for tender documentation : Takahiro Hattori the second subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141